

**はままつ安全・安心飲食店認証制度実施要綱第2条第2号で規定する対象除外施設について**

1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号に規定する接待を伴う飲食店
2. その場所で飲食することを主たる目的とした設備を有さない飲食店